届出制度のあらましについては、改定があります。
都市景観室 HP より、最新版をご確認ください。

Ⅴ　届出制度のあらまし

1　届出の目的

景観に及ぼす影響が大きい大規模な建築物や工作物などについて、景観法に基づいて全市域を対象とした届出制度を実施し、地域の景観特性に応じた景観誘導を図ることにより、全市的な景観の底上げを図ることを目的としています。

2　届出の必要な区域

届出の必要な区域は、「堺市景観計画」で定めている景観計画の区域（＝堺市全域）です。

3　届出対象行為

届出対象行為は以下のとおりです。

	行為の種別		対象規模	備考
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※1		次のいずれかに該当するもの （増築・改築後に以下の規模になるものを含む） ・建築物の高さが 15m を超えるもの ・地上 6 階以上のもの ・延べ面積が 3,000 ㎡を超えるもの	※1）建築物の増築、改築については、増築又は改築をする場合の床面積の合計が、既存の建築物の延べ面積の 10 分の 1 を超えるもの。また、建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の 3 分の 1 を超えるもの。 ※2）工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の 3 分の 1 を超えるもの。
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※2	高架道路等	・地上からの高さが 5m を超えるもの	
		橋梁等	・幅員が 16m 以上、又は延長が 30m を超えるもの	
		上記以外の工作物	次のいずれかに該当するもの ・高さが 15m を超えるもの ・建築物に設置する場合で、その高さが 10m を超え、かつ建築物との合計高さが 15m を超えるもの	
広告物	広告物の表示、移転若しくは色彩の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移設、修繕若しくは色彩の変更		次のいずれかに該当するもの ・広告物又は広告物を掲出する物件の高さが 15m を超えるもの ・建築物と一体になって設置される場合で、広告物又は広告物を掲出する物件の高さが 10m を超え、かつ建築物の高さとの合計が 15m を超えるもの ・広告物又は広告物を掲出する物件で、広告物の表示面積の合計が 40 ㎡を超えるもの	

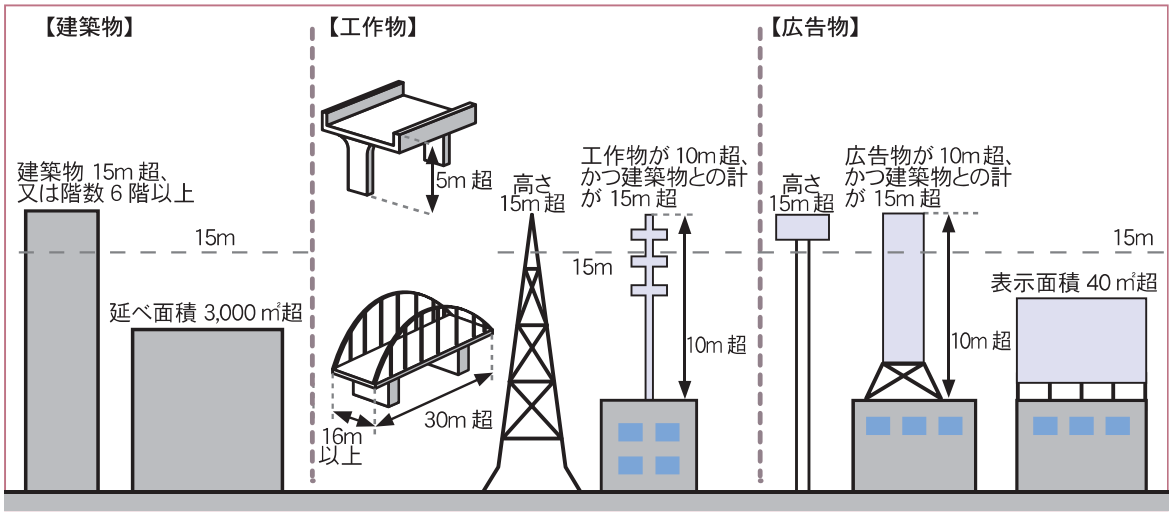

4　色彩に関する景観形成基準

「堺市景観計画」では色彩に関する景観形成基準を以下の通り定めています。

【景観形成基準】

<table>
<tr><th></th><th>行為の種別</th></tr>
<tr><td>建築物</td><td>
・外壁の色彩は、地域やまちの特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。
・ベースカラーとして用いる色彩の範囲は次の通りとする。ただし、石材・木材などの自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材により仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。
<table>
<tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr>
<tr><td>YR（橙）系</td><td>6 以上</td><td>4 以下</td></tr>
<tr><td>R（赤）,Y（黄）系</td><td>6 以上</td><td>3 以下</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>6 以上</td><td>2 以下</td></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>6 以上</td><td>－</td></tr>
</table>
・サブカラーを用いる場合は、見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の概ね１／３以下の範囲で使用するものとし、ベースカラーとの調和に配慮した色彩を用いる。
・アクセントカラーを用いる場合は、見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の概ね１／２０以下の範囲で使用するものとし、効果的に使用する。
・住宅においては色彩をできる限り低彩度に抑え、周辺との調和を図る。
・商業施設の低層部では、まちのにぎわいに配慮し、色彩の演出を工夫する。
・高明度の建築物については、周辺環境を考慮しながら、光の反射による眩しさを軽減するよう、壁面の仕上げを工夫するなど、配慮する。
</td></tr>
<tr><td>工作物</td><td>
・法令・規則等に基づき配色しなければならない場合を除き、周辺の景観と調和の取れた色彩を使用する。
・隣接する建築物等との調和にも配慮した色彩を使用する。
</td></tr>
</table>

※日本の伝統色の継承や自然素材などへの配慮から、石材や木材などの自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラスなどの表面に着色していない素材については、特例扱いとしています。

●大規模建築物の色彩基準（参考）

※赤枠で囲んでいる範囲が、ベースカラーとして使用できる色彩の範囲を示しています。
※実際の色彩は色票により確認してください。

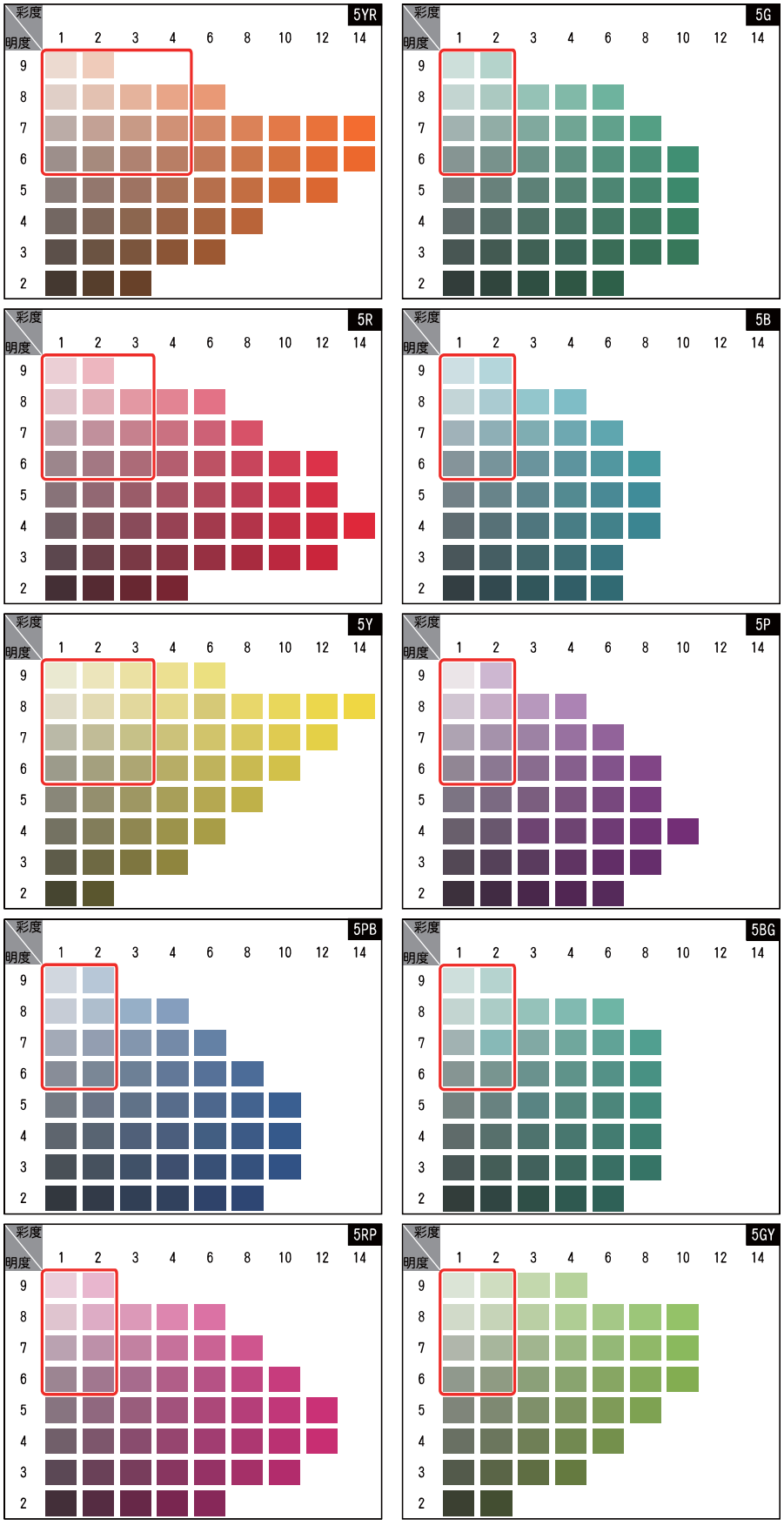

5　届出の流れ

（建築物・工作物）

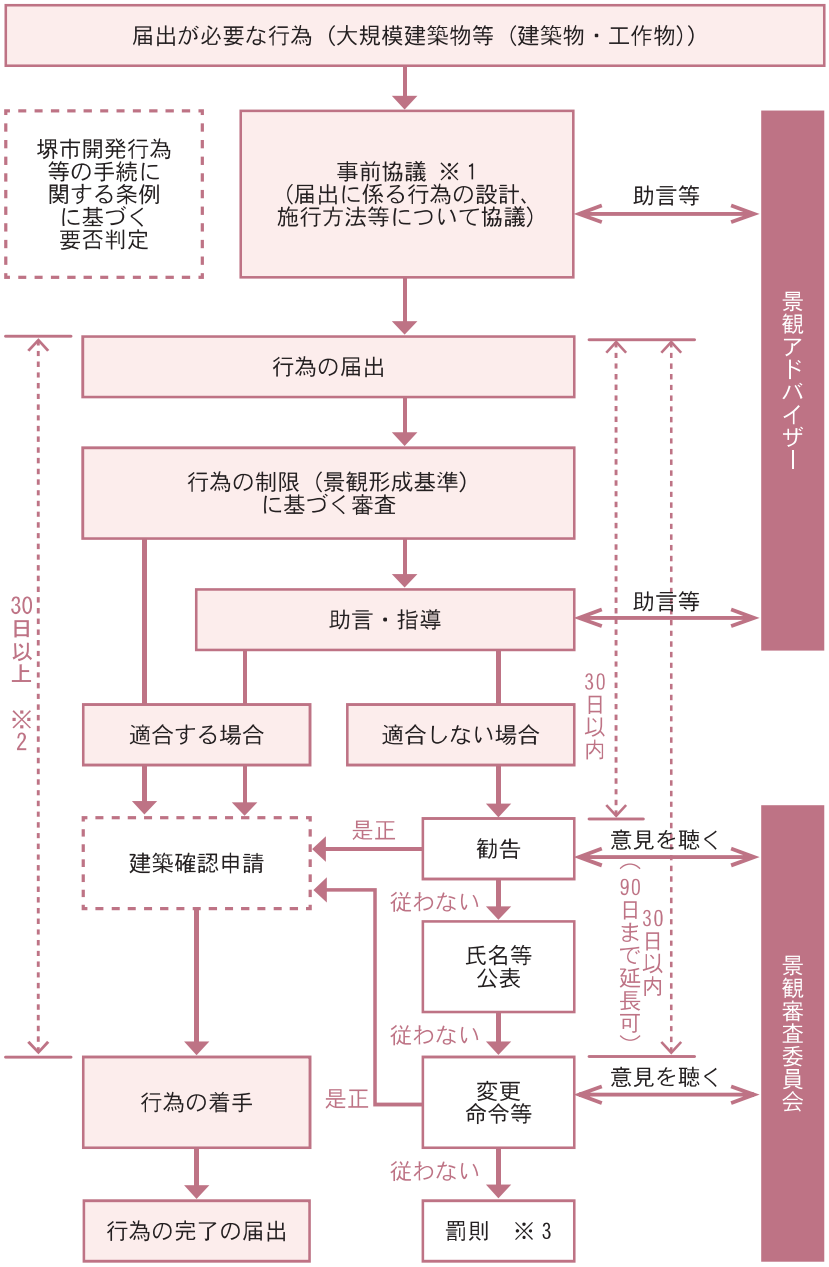

※1）届出にかかる行為の内容が景観計画に定める基準に適合しないと判断した場合は、景観法に基づく勧告、変更命令の手続きを行う場合もありますので、手続きを円滑に行うためにも、届出を行う前に、あらかじめ事前協議を行って下さい。（事前協議を行うにあたっては、事前協議書とともに、「届出に必要な図書」を提出してください）。

※2）原則として、届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、届出にかかる行為に着手することはできません。

※3）届出をしない場合や虚偽の申請をした場合、変更命令に従わなかった場合などは、景観法に基づく罰則が適用されることがあります。

（広告物）

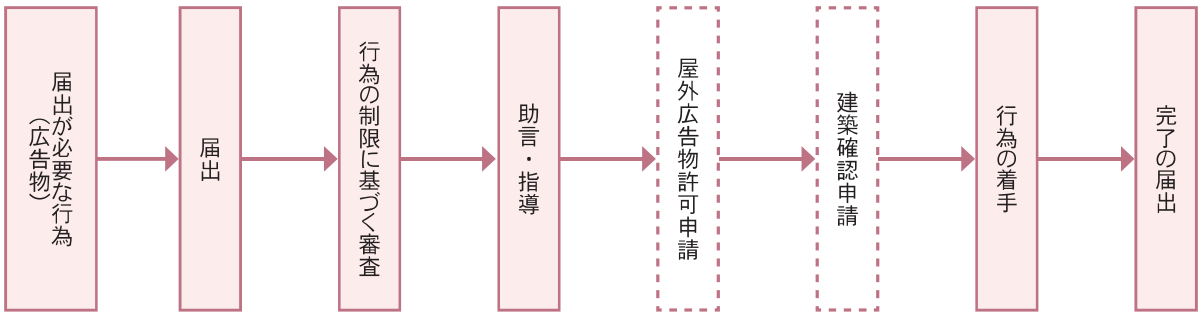

6　届出に必要な図書

<table>
<tr><th rowspan="2">行為の種類</th><th colspan="2">図書</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>種類</th><th>縮尺</th></tr>
<tr><td rowspan="9">建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替</td><td>付近見取図</td><td>2,500 分の 1 以上</td><td rowspan="17">※外構平面図:門、かき、柵、塀、擁壁、植栽、玄関周り、敷地内通路、庭園等の敷地内の外部構成を記載した平面図

※現況カラー写真：行為地及び周辺の土地、建物、道路等の状況を示すカラー写真

※完成予想図：周辺の状況を含む着色した建築物等の完成予想図又はこれに類するもの

※工作物、広告物又は広告物を掲出する物件に係る行為で、「配置図」及び「各面の立面図」を提出する場合において当該物件が建築物と一体をなすときは、建築物との位置関係が明らかとなる図書を併せて提出すること

※指定された縮尺による図書の提出が困難な場合は、別途協議のうえその縮尺を決定するものとする。

※着色を要するものについては、マンセル記号を記載し、少なくとも１通を着色するものとする。</td></tr>
<tr><td>配置図</td><td>200 分の 1 以上</td></tr>
<tr><td>各階平面図</td><td>200 分の 1 以上</td></tr>
<tr><td>各面の立面図（着色）</td><td>200 分の 1 以上</td></tr>
<tr><td>主要部 2 面以上の断面図</td><td>200 分の 1 以上</td></tr>
<tr><td>外構平面図</td><td>200 分の 1 以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">2 方向以上の現況カラー写真</td></tr>
<tr><td colspan="2">完成予想図（着色）</td></tr>
<tr><td colspan="2">チェックシート</td></tr>
<tr><td rowspan="6">広告物の表示若しくは移転又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移設若しくは修繕</td><td>付近見取図</td><td>2,500 分の 1 以上</td></tr>
<tr><td>配置図</td><td>200 分の 1 以上</td></tr>
<tr><td>各面の立面図（着色）</td><td>200 分の 1 以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">意匠図（着色）</td></tr>
<tr><td colspan="2">2 方向以上の現況カラー写真</td></tr>
<tr><td colspan="2">チェックシート</td></tr>
<tr><td rowspan="4">建築物の外観、工作物の外観、広告物又は広告物を掲出する物件の色彩の変更</td><td>付近見取図</td><td>2,500 分の 1 以上</td></tr>
<tr><td>変更する部分の立面図（着色）</td><td>200 分の 1 以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">２方向以上の現況カラー写真</td></tr>
<tr><td colspan="2">チェックシート</td></tr>
</table>

（注）届出内容に変更が生じた場合には、速やかに提出してください。

7　公共事業における協議について

景観法第１６条第５項の規定のとおり、上記「届出対象行為」に該当する行為のうち国の機関や地方公共団体が行う行為については届出は必要ありませんが、代わりに、あらかじめ本市への通知が必要となります。

その場合、必要に応じて、本市の景観担当部署から協議を求める場合があります。

堺市景観色彩ガイドライン

平成 24 年 2 月発行

発行・編集　堺市　建築都市局　都市計画部　都市景観室
堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
TEL　(072)228-7432
FAX　(072)228-8468
http://www.city.sakai.lg.jp/

堺市行政資料番号　1-J1-11-0308

頒布価格　140 円

堺市　建築都市局　都市計画部　都市景観室

〒590-0078　堺市堺区南瓦町3番1号
TEL　072-228-7432/FAX　072-228-8468
http://www.city.sakai.lg.jp/